

柏崎市過疎地域持続的発展計画 進管理報告書

(令和 4 (2022) 年度実績分)

令和 5 (2023) 年 10 月

柏 崎 市

目 次

1	柏崎市過疎地域持続的発展計画とは……………	1
2	進行管理について……………	1
3	新潟県過疎地域持続的発展方針及び柏崎市の計画との関連……………	2
4	柏崎市過疎地域持続的発展計画の基本方針及び基本目標……………	3
	(1) 基本方針……………	3
	(2) 人口の見通し……………	4
	(3) 基本目標と現状……………	5
5	令和4（2022）年度主要施策別の主な取組と今後の展開……………	6
	(1) 基本方針の主要施策と具体的内容……………	6
	(2) 令和4（2022）年度の評価……………	6
	(3) 主な取組と今後の展開……………	7

1 柏崎市過疎地域持続的発展計画とは

過疎地域持続的発展計画は、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることで、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに風格ある国土の形成に寄与することを目的に策定するものである。

旧高柳町、旧西山町の両地区は、合併前は過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法と名称を変えながら、合併後は過疎地域自立促進特別措置法に基づく地域として、計画を策定し、財政上の特別措置（過疎対策事業債（以下「過疎債」）という。）を活用しながら、生活環境の整備や自立促進に向けた取組を推進してきた。

しかしながら、過疎地域自立促進特別措置法が令和 3（2021）年 3 月末で期限を迎え、過疎地域についての総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、令和 3（2021）年 4 月 1 日「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）が施行され、高柳町、西山町の両地区は過疎地域の適用から外れたため、本市は対象外（以下「卒業団体」という。）となった。

過疎法では、卒業団体に対して、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間の経過措置が設けられており、高柳町、西山町の両地区については、過疎法の経過措置期間 6 年間における特定市町村への財政支援の適用を受け、引き続き過疎債を活用することとし、新たに柏崎市過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）を令和 3（2021）年度に策定した。

2 進行管理について

過疎計画は達成状況の評価を行うこととされており、本市では、柏崎市第五次総合計画後期基本計画に基づき総合的な評価を行い、毎年度実施される総合計画審議会において、進行管理をすることとしている。

なお、進行管理報告書は同審議会による外部評価を実施した上で公表する。

3 新潟県過疎地域持続的発展方針及び柏崎市の計画との関連（過疎計画 P. 18 より）

■ 新潟県過疎地域持続的発展方針（抜粋：柏崎市（旧高柳町、旧西山町の区域）について）

【経過措置の適用】

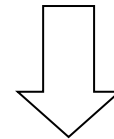
- 柏崎市の旧高柳町及び旧西山町は、旧過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 3 項の規定による一部過疎地域であったが、令和 3（2021）年 4 月 1 日の過疎法施行により、過疎地域ではなくなった（いわゆる卒業団体）。
- しかし、過疎法附則第 7 条第 1 項で適用する同法附則第 5 条の規定により、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの間は、特定市町村の区域として持続的発展の支援のための特別措置等の過疎法の一部規定が準用されていることから、当該 2 区域についても本方針の対象とし、経過措置期間経過後を見据えた持続的発展のための取組を行う。

【持続的発展方向】

- 少子・高齢化に対応した保健・医療・福祉施策の充実、魅力ある多様な雇用の場の創出、安全・安心な生活環境の整備及び地域交通の確保・利便性向上と情報通信ネットワークの利活用により、暮らしやすい地域づくりを進める。
- 地域特性を活かした産業・観光の推進と個性あふれる地域文化の振興を図るとともに、都市との交流など多様な交流の促進により、地域の活性化につなげる。
- コミュニティセンターを住民参画の地域づくりの拠点として活用するなど、住民が主体となってまちづくりに取り組める仕組みづくりを進め、住民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進する。

■ 過疎法第 8 条（過疎地域持続的発展市町村計画）

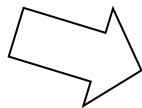
過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。



■ 前回計画の基本方針

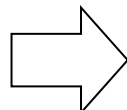
過疎法の目的

- ・持続的発展を目指す
- ・地域活性化に積極的に取り組む



■ 柏崎市公共施設等総合管理計画

公共施設等の管理に関する基本的な考え方



■ 柏崎市第五次総合計画

【将来都市像】

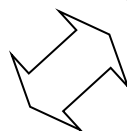
力強く 心地よいまち

【キャッチフレーズ】

これからもずっと そしてもっと柏崎

【3つの戦略的視点】

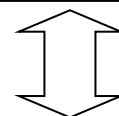
- ・子どもたちがまちの誇りと愛着を持つ
- ・若い世代や女性から選ばれる
- ・高齢者がいきいきと暮らす



★ 本計画の基本方針

- ア 住みよさと利便性の向上をめざします
- イ 定住を促す魅力ある地域づくりの活性化をめざします
- ウ たくましい住民自治を共に創り、共に育む地域づくりをめざします

整合



整合

■ 柏崎市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本目標】

- ・地域産業の振興を図り雇用場をつくる
- ・子どもを産み育てやすいまちをつくる
- ・定住を促す魅力あるまちをつくる
- ・地域の活力を担う人材をつくる

4 柏崎市過疎地域持続的発展計画の基本方針及び基本目標

(1) 基本方針

旧高柳町及び旧西山町の両地区は、過疎地域関連の法律に基づく各計画により、地域の特色を活かしながら、効果的な自立促進施策をそれぞれ展開してきた。平成17（2005）年5月の合併後も、引き続き高柳町地区と西山町地区が過疎地域に指定され、交通通信体系や生活環境の整備、産業の振興と地域の自立促進に向けて努力してきた。

しかしながら、人口減少、少子・高齢化が急速に進行し、集落機能の維持が難しくなっているとともに、農林業の衰退や商業者の後継者不足などが一層深刻化していることから、過疎化は依然として歯止めが掛かっていない状況である。

そのため、本市の他地区と共に、それぞれが魅力を相互に引き出すとともに、共有、補完することで活力を生み出し、各地区の特性や役割を踏まえた施策を展開して、持続的発展に向けた地域づくりを目指していく。

こうした経過や考え方を踏まえ、本市の過疎地域における持続的発展の基本方針は、新潟県過疎地域持続的発展方針を勘案し、地域の実情を踏まえた方針とする。

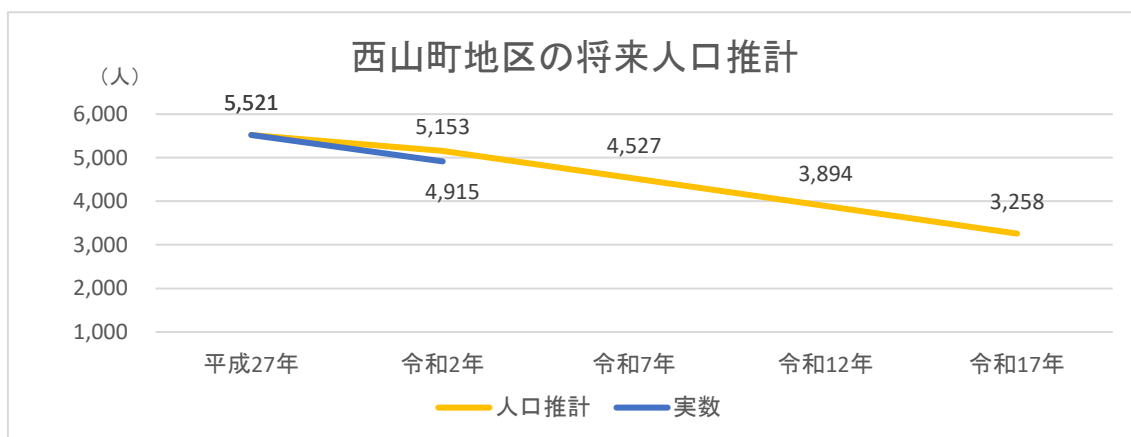
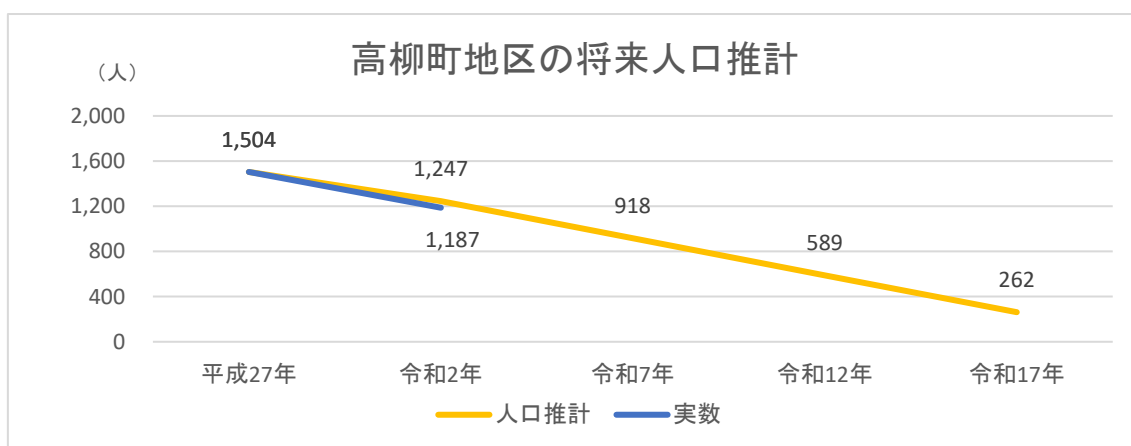
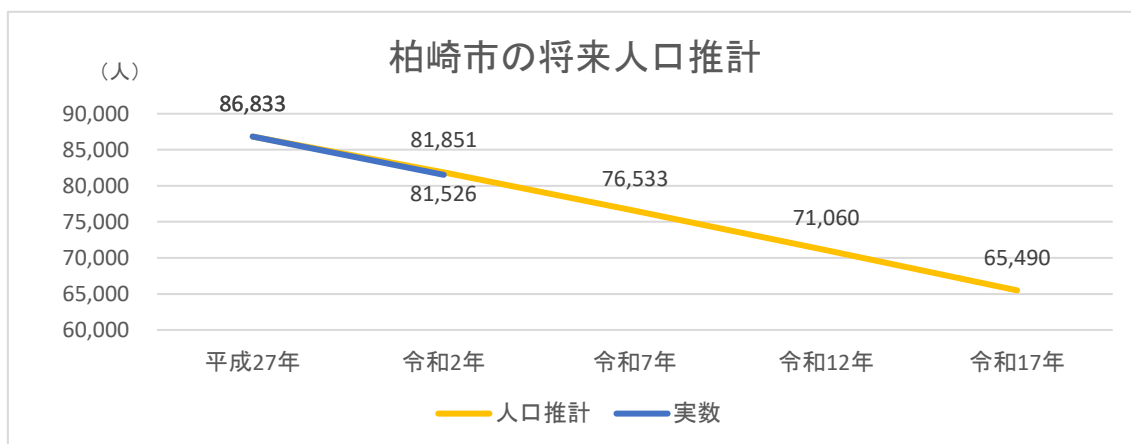
また、柏崎市第五次総合計画、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、柏崎市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に即し、次の3項目を定め、高柳町地区、西山町地区の実情に応じた持続的発展施策を推進する。

基本方針

- ア 住みよさと利便性の向上をめざします
- イ 定住を促す魅力ある地域づくりの活性化をめざします
- ウ たくましい住民自治を共に創り、共に育む地域づくりをめざします

(2) 人口の見通し

(人口推計は、令和2年策定の「柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口予測)



※国勢調査における実数

(3) 基本目標と現状

令和 2（2020）年度に策定した柏崎市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和 7（2025）年の本市全体の将来人口展望を 76,533 人と推計している。柏崎市第五次総合計画後期計画においても、この将来人口展望を踏まえた事業展開を行っていくこととし、最終目標は計画最終年である令和 7（2025）年度末の人口を 76,000 人以上と設定した。

過疎計画においては、両地区の各世代別の人口動態などを踏まえ、令和 7（2025）年度末における高柳町地区の人口を 920 人以上、西山町地区の人口を 4,550 人以上とすることを目標としている。

計画策定時の柏崎市の人口は 81,071 人以上であったが、令和 5（2023）年 3 月 31 日現在の本市の人口は、78,167 人となった。また、そのうち高柳町地区の人口は 1,093 人、西山町地区の人口は 4,829 人となっており、人口減少率は両地区ともに、市全体の 3.58% より高く、深刻な状況である。

項目	地区	策定時(令和 2(2020)年度)	現状(令和 4(2022)年度)	目標(令和 7(2025)年度)
総人口	柏崎市	81,071 人 (令和 3(2021)年 3 月末)	78,167 人 (令和 5(2023)年 3 月末)	76,000 人以上 (柏崎市第五次総合計画 後期基本計画)
	高柳町 地区	1,212 人 (令和 3(2021)年 3 月末)	1,093 人 (令和 5(2023)年 3 月末)	920 人以上
	西山町 地区	5,111 人 (令和 3(2021)年 3 月末)	4,829 人 (令和 5(2023)年 3 月末)	4,550 人以上

※住民基本台帳データより

5 令和4（2022）年度主要施策別の主な取組と今後の展開

(1) 基本方針の主要施策と具体的内容

3つの基本方針について10項目の主要施策を展開することで、高柳町及び西山町両地区の持続的発展を図る。

基本方針	主要施策	具体的内容
住みよさと利便性の向上	①少子・高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実	・子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 ・医療の確保
	②安全・安心で暮らしやすい環境の整備	・地域における情報化 ・交通施設の整備、交通手段の確保 ・生活環境の整備 ・集落の整備
	③雇用の場の創出	・産業の振興
	④地域生活交通の確保・維持	・交通施設の整備、交通手段の確保
	⑤低炭素社会に向けた取組の推進	・再生可能エネルギーの利用促進
定住を促す魅力ある地域づくりの活性化	⑥地域特性を活かした産業や観光の推進	・産業の振興
	⑦交流・定住の推進	・移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
	⑧個性あふれる地域文化の振興	・地域文化の振興等
たくましい住民自治を共に創り、共に育む地域づくり	⑨地域と連携した教育の向上	・教育の振興
	⑩住民と行政の協働による地域づくり	・その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(2) 令和4（2022）年度の評価

基本方針「住みよさと利便性の向上」については、道路の除排雪経費の一部助成や除雪機械の更新・増車により、豪雪地帯である高柳町地区の冬期間の道路の安全面の確保につながった。また、西山町地区においては、にしやま号を令和4（2022）年4月から予約型ドアツードア方式に再編したことにより、1日当たりの利用者数が前年度の2倍以上に増加し、西山町地区の生活の利便性を高めることができた。

基本方針「定住を促す魅力ある地域づくりの活性化」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度中止となったイベントを行うことができ、地域の活気が少しずつ戻るとともに、観光誘客の促進につながった。

基本方針「たくましい住民自治を共に創り、共に育む地域づくり」については、子どもたちと地域が一体となって様々な取組をし、地域の良さを知るとともに、世代を超えた交流につながった。

今後も、両地区の地域課題の解決及び地域力の維持向上に向け、多様な主体と協働・連携しながら、地域の持続的発展を支援し、環境の充実に努める。

(3) 主な取組と今後の展開

① 少子・高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実

【高柳町地区】

- ・高柳診療所において、解析付心電計を更新することにより、より正確な診療につながった。また、高柳診療所及び高柳歯科診療所において、代診医師含む9人の医師及び医療スタッフ13人を確保することにより、安定的な地域医療の提供を行うことができた。今後も、老朽化する医療機器の必要性などを考慮しながら導入を検討するとともに、適正な地域医療人材の配置に努めていく。
- ・高齢者生活支援施設「結の里」については、3人が新たに入居したが、7人が退去し、令和4（2022）年度末現在の入居者数は、定員25人に対し14人である。引き続き、高齢者生活支援施設の目的や機能を周知するとともに、入居者の生活支援や地域住民との交流など、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を提供する。
- ・高柳保育園は令和4（2022）年度に休園したが、最も近い鯖石保育園で引き続き保育を提供するため、希望者にはタクシー送迎による通園支援を行った。令和6（2024）年度以降の園の存続については、保護者等と協議しながら、引き続き検討していく。
- ・こども自然王国については、老朽化した大型複合遊具の修繕などを行い、子どもたちが安心して施設を利用することができるようになった。今後も良好な施設環境を維持するために必要な施設整備を行っていく。

【西山町地区】

- ・西山ふれあいクリニックを令和6（2024）年4月にいきいき館に移転・開院するため、令和4（2022）年度に改修設計を行い、令和5（2023）年度に改修工事を実施する。
- ・耳の不自由な方のためのデイサービス「宅ろう所 太陽と月」を、新潟県内で初めて開所した。今後も、障害の有無に関わらず、高齢者が安心して過ごすことができる環境づくりに取り組んでいく。
- ・にしやま保育園及びふたば保育園の私立保育園2園に対して、未満児及び障害児等の受け入れ体制を確保するための補助金や、園の運営に必要な補助金を交付し、安全な保育に対する支援を行った。今後も多様化する保育ニーズへの対応や施設整備など、健全な保育園運営のために継続して支援していく。

② 安全・安心で暮らしやすい環境の整備

【両地区】

- ・人口の減少や高齢化の進行に伴い、地域の抱える諸課題の解決が困難になる中、

集落機能を維持するために、施設の改修及び集落運営における人材確保への支援を行った。今後も、地域活動の担い手不足や高齢化などの地域課題解決のため、継続した支援を行い、地域の活性化を図っていく。

- ・町内会による道路除排雪経費の一部助成を行うなど財政面から除雪を支援したため、道路の安全な通行が維持できた。冬期間も住民が安心して生活できるよう、今後も支援を継続する。

【高柳町地区】

- ・消融雪施設の整備（消雪パイプ打換、井戸掘換）工事を行い、冬期間における生活道路の安全な通行を確保した。また、町内会の小型除雪機購入費を一部助成することで冬期間の道路交通を確保し、住民が安心・安全に暮らすための社会基盤を維持することができた。今後も消融雪施設の整備を行うとともに、町内会による道路除排雪経費の一部助成を行い、財政面からの除雪の支援を継続する。
- ・石黒地内において、国道改良工事に伴う移設工事と合わせて、配水管の改良工事を行い、施設の健全性を保持した。今後も、安心・安全な水道水の供給のため、計画的な整備を進めていく。
- ・生活道路（市道柏崎岡田荻ノ島線、市道柏崎枳ヶ原山中線など）の損傷した舗装を修繕したことで、円滑な交通と通行の安全を確保した。今後も計画的に舗装修繕を実施し、道路舗装の長寿命化や維持管理コストの縮減に取り組んでいく。

【西山町地区】

- ・道幅が狭く車両のすれ違いが困難な道路の拡幅改良工事を実施したことで、地域の安全性及び利便性を向上することができた。道路整備には時間を要することから、今後も計画を見直すなど、効率的な事業推進を図っていく。
- ・テレビ難視聴地域への対応として、西山町地区の4組合に対し、テレビ共同受信施設の老朽化に伴う修繕等の経費の一部を補助した。今後も暮らしやすい環境を整備するため、継続した支援を行っていく。
- ・防災面では、第18分団1部3班の西山町礼拝地内に配備した積載車を更新し、災害等への対応力が向上した。
- ・老朽化した除雪機械の更新や除雪機械の増車を行うことで、冬期間の道路交通を確保し、住民が安心・安全に暮らすための社会基盤を維持することができた。今後も除雪機械の更新を計画的に行うとともに、町内会による道路除排雪経費の一部助成を行い、財政面からの除雪の支援を継続する。

③雇用の場の創出 ／ ⑥地域特性を活かした産業や観光の推進

【高柳町地区】

- ・じょんのび村の施設や設備などの修繕を実施するとともに、指定管理者であり第三セクターである株式会社じょんのび村協会の経営改善に向けて展開した各種営業施策の後方支援により、利用者数は増加し、経常収支は平成30（2018）年度以降、赤字を最少に縮小することができた。今後も、計画的な修繕や改修など施設の機能維持、株式会社じょんのび村協会が展開する営業施策の後方支援に努め、都市と農村との交流の拠点として外貨獲得と地元への還元、関連産業への波及効果、雇用創出など高柳町地区の持続的な発展に取り組んでいく。
- ・冬季イベントYOU・悠・遊事業については、開催会場を高柳小学校周辺からじょんのび村・こども自然王国周辺に変更して開催した。前夜祭・本祭合わせて3,000人の来場者があり、観光誘客の促進につながった。
- ・狐の夜祭りについては、開催会場を栃ヶ原地区・漆島地区から栃ヶ原地区・こども自然王国に変更して開催した。イベントには1,000人の来場者があり、観光誘客の促進につながった。
- ・本地区にある貞観園は、飯塚邸及び松雲山荘と共に、三園と食を組み合わせたモデルコースツアーや首都圏でのプロモーションを実施した。これにより、県内旅行者からツアー商品が販売され、観光誘客の促進につながった。既存の観光施設の魅力をブラッシュアップしながら、柏崎らしいツアー商品の開発・販売を通じて、県内外からの誘客に取り組んでいく。

【西山町地区】

- ・指定管理施設である大崎雪割草の湯、西山ふるさと公苑及び西山自然体験交流施設ゆうぎについては、計画的な修繕の実施により施設の機能維持に努めた。また、指定管理者による利用促進イベントを実施し、利用者数はいずれも前年度と比較して増加した。今後も、施設の現状を踏まえながら計画的な修繕をするとともに、近隣施設との連携を深め、周辺環境の特性を活かした集客策の検討を進めていく。
- ・海水浴場の整備では、石地海水浴場駐車場の周辺環境の美化及び大崎公衆トイレの一部を洋式化することにより、利便性の向上を図った。また、地元NPO法人と連携して海水浴場の安全確保に努めた。長浜、大崎、石地海水浴場の利用者数は、前年度から増加しており、引き続き、安全で快適な海水浴場となるよう、施設の維持管理に努め、海水浴観光による雇用創出を推進していく。
- ・農業基盤整備及び農業用ため池改修等を実施し、農業経営の安定化、受益水田の用水確保及び下流農地及び公共施設の災害による被害防止を図ることができた。
- ・草生水まつりは、3年ぶりの実施を目指していたが、荒天による中止となった。にしやまふるさと祭りは、今年度も芸能発表は行わず、西山ふるさと館内での写真・書画などの展示のみ実施し、鑑賞機会を設けた。にしやま新そば祭りは3年ぶり

に実施し、地域に根付くそば文化の継承や、そば打ち技術の向上と地域の活性化を図った。

- ・大崎雪割草保存会による希少な野生種雪割草の保護と里山整備に加え、柏崎観光協会による里のPR活動（各種メディアの利用、イベントの企画・運営など）を通じ、里の周知と来場者増を図った。開園期間中天候に恵まれこともあり、来場者が県内外から大勢訪れ、昨年を超える来場者数となった。
- ・長嶺白鳥愛護会と連携し、長嶺白鳥ふれあい広場を管理するとともに、2回目の転落防止柵の修繕を行った。広場を始め長嶺大池一帯は身近に白鳥を観察でき、西山地域の観光資源として、県内外から多くの人を訪れた。

④地域生活交通の確保・維持

【高柳町地区】

- ・「黒姫こーたん号」の運行を継続し、地域の生活における移動手段の維持を図った。人口減少が進行する中、利便性と利用者数を維持していくため、地域の観光資源などを活かした利用促進事業を検討していく。

【西山町地区】

- ・西山町地域内交通「にしやま号」を令和4(2022)年4月に予約型ドアツードア方式に再編し、利便性の向上を図った。これにより、1日当たりの利用者数は、再編前の令和3(2021)年度は8.45人だったのに対して、令和4(2022)年度は17.70人と大幅に増加した。また、にしやま号の車両3台のうち、2台を7人乗りミニバン型乗用車に更新し、安全面と快適性が向上した。

⑤低炭素社会に向けた取組の推進

【両地区】

- ・二酸化炭素排出量削減に有効な高効率設備や電気自動車などの導入を促し、西山町地区で低炭素型機器（定置用蓄電池・EMS）が1基、電気自動車が2台導入された。更には、電力価格の高騰を受け、国の交付金を活用した省エネエアコンへの買い換えに対する補助制度を創設し、高柳町地区では8件、西山町地区では43件の導入があり、家庭での電力消費を抑制することができた。今後も、市民や事業者が低炭素エネルギーを利活用できる環境を整えていく。

【高柳町地区】

- ・令和5(2023)年度から森林整備を行う高柳町岡野町地区において、森林所有者の意向調査を実施した結果を取りまとめて整備計画を作成した。「柏崎地区つな

ぐプロジェクト」では、柏崎産木材を使用し、親子でベンチ製作などを行い、地域産木材の PR に努めた。また、鯨波地区の市有林で主伐した木材を販売し、次年度に植樹を行うため地拵え（じごしらえ）を実施し、循環型林業に取り組み始めた。今後も、柏崎産木材の PR など積極的にやっていく。

【西山町地区】

- ・西山町地区の海岸美化活動として西山町美石地（ビーチ）クリーンデーが実施され、278人（うちECO2プロジェクト登録事業者4社52人）が参加した。このような環境活動の実践により貯めたポイントの補助金交付を通じて、地球温暖化対策や環境保全に資する組織的な取組の活性化につながった。

⑦交流・定住の推進

【高柳町地区】

- ・高柳町石黒地域を対象に、新たに地域おこし協力隊の募集を開始し、申込者を対象に現地体験を実施した。外部人材の活用による地域づくりに向け、石黒地域と連携しながら令和5（2023）年度の入隊を目指す。

【西山町地区】

- ・4つの協議会が統合した西山地区において、インターン事業を実施した。4人の大学生を受入れ、地域の魅力発掘や課題解決、担い手確保に向けた外部人材活用の機運づくりに取り組んだ。今後も、地域課題解決に向けた支援に継続的に取り組み、地域の活性化を図っていく。

⑧個性あふれる地域文化の振興

【高柳町地区】

- ・柏崎市内にある11件の国指定文化財のうち、5件が高柳地区にある。特に「貞観園」は国の名勝に指定されており、国指定の絵画・彫刻・書跡4件のほか、県指定の絵画2件や天然記念物1件も所在する。このうち国指定の絵画である「絹本墨画雪梅図」の修理に対する補助を行った。今後も、所有者の経済的負担軽減と、貴重な文化財の保護のため支援していく。

【西山町地区】

- ・市指定有形文化財（建造物）である「御島石部神社社殿」の修理に対する補助を行った。引き続き、文化財の所有者や管理者の高齢化など、様々な問題に寄り添いながら、未来へ継承していくため支援していく。

⑨地域と連携した教育の向上

【両地区】

- ・学校や家庭だけでは体験できないさまざまな活動を通し、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、「かしわざきこども大学」から、学校に交付金や、地域の団体に補助金を交付することで、家庭・地域と小・中学校が協働し、特色ある教育活動の充実が図られた。今後も地域の特色ある教育活動を進めていく。

【高柳町地区】

- ・放課後子ども教室は、こども自然王国を活用し、地域の協力を得ながら子どもたちと共に学習やスポーツ、文化活動等の取組を行い、子どもたちの健全な育成につながった。保育園児から中学生まで、希望する子どもの利用を通じて世代を超えた子ども同士の交流が生まれている。また、利用者の保護者やボランティアなどによる地域での子育て支援を行っている。今後も地域の子どもたちの居場所づくりに寄与するため、引き続き事業を継続する。
- ・越後門出和紙工房と連携し、和紙の原料である楮の栽培方法を学び、地域の和紙を使った高柳小学校の卒業証書づくりを行った。地域と連携することで、改めて地域の良さを知り、誇りを持つことができた。また、狐の夜祭りの狐の踊りの指導を受け、地域で受け継がれてきた祭りを将来にわたって残していこうという思いが子どもたちにも伝わり、高柳の伝統を学ぶ機会となった。

【西山町地区】

- ・子どもたちの豊かな心を育むことを目的に、園児、児童、生徒が、保育園、小・中学校で花壇やプランター、鉢などで花を育て、町内の集会所や事業所に飾る取組を行った。「花いっぱい、あいさついっぱい、笑顔いっぱい」ののぼり旗を掲げ、町内との交流の機会となった。
- ・二田小学校では、地区の特産物である柿を教材とした「全校柿活動」に取り組み、5年生が中心となって栽培した柿を全校で収穫し、加工・販売を行った。地域や全校の交流を深めるとともに、地域の良さを感ずることができた。
- ・内郷小学校では、3・4年生が総合的な学習の時間に地域の良さを調べ、発信する活動を行った。地域に伝わる民話、昆虫や水生生物、植物などの豊かな自然について調べ、その魅力を発信する活動を行い、子どもたちは、地域の良さを再確認することができた。今後も地域コーディネーターと連携しながら、次年度以降も活動を継続していく。
- ・地区内の児童クラブを1か所で運営し、二田小学校と内郷小学校の児童の校区を超えた交流につながった。

⑩住民と行政の協働による地域づくり

【両地区】

- ・コミュニティセンター運営事業では、運営に必要な人件費を補助することにより、コミュニティ振興協議会の健全な財政運営を図ることができた。また、コミュニティ活動推進事業として、コミュニティ計画に基づいた事業に対し補助することにより、コミュニティ計画の実践事業に積極的に取り組み、住民主体の地域づくりの施策を展開することができた。協働によるまちづくりを推進するため、継続して事業を実施していく。

【高柳町地区】

- ・棚田の維持・保全を目的とした草刈ボランティアを県と連携して実施した。令和4（2022）年度は、「つなぐ棚田遺産」に選ばれた花坂の棚田の草刈を2回実施したほか、過去に棚田百選に選ばれた大開の棚田も草刈を実施し、県、市職員のほか、地元住民や関連企業等から各回概ね50人が参加した。今後も草刈等の保全活動により美しい景観を守ること、地域の活性化や棚田の有する多面的機能の理解に努めていく。
- ・門出地区地域おこし協力隊1人が任期終了後、高柳町地内に定住した。地域住民として地域行事や活動に参加するなど、地域づくりの担い手の一人として積極的に地域に関わっている。また、石黒地区の地域づくりを担う地域おこし協力隊1人の募集を開始した。

【西山町地区】

- ・令和4（2022）年4月から西山コミュニティ協議会としてスタートし、他のコミュニティ振興協議会と同様に運営に必要な人件費を補助することにより、コミュニティ振興協議会の健全な財政運営を図ることができた。また、コミュニティ活動の事業を補助することにより、住民主体の地域づくりの施策を展開することができた。協働によるまちづくりを推進するため、継続して事業を行えるよう、コミュニティ計画の作成について支援していく。